

令和3年度徳島県一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

令和3年度一般会計の決算状況は第1表、令和3年度特別会計の決算状況は第2表のとおりです。

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計歳入決算額は587,694,121,527円であり、前年度に比べて31,512,229,407円、率にして5.7パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、地方交付税14,793,875,000円の増(前年度比増加率9.6%)、国庫支出金6,230,762,385円の増(同5.6%)、県税5,206,179,477円の増(同6.7%)となっており、これに対し減額は、繰入金4,479,442,548円の減(前年度比減少率6.4%)、県債3,539,000,000円の減(同5.7%)となっています。

県税や諸収入、繰入金などの自主財源の割合は39.0%(前年度38.9%)、県税や地方交付税など用途が特定されない一般財源の割合は50.8%(同49.4%)を占めています。(資料1及び2参照)

(2) 歳出

一般会計歳出決算額は564,213,320,708円であり、前年度に比べて29,801,099,611円、率にして5.6パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、総務費21,381,492,003円の増(前年度比増加率57.7%)、衛生費8,907,033,332円の増(同21.2%)、諸支出金3,490,328,350円の増(同11.2%)となっており、これに対し減額は、商工費3,473,454,352円の減(前年度比減少率5.2%)、警察費3,071,200,337円の減(同12.4%)、民生費1,162,253,984円の減(同1.7%)となっています。

人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は32.8%(前年度34.6%)を占めています。(資料3及び4参照)

なお、義務的経費の割合は、財政構造改革基本方針の初年度である平成20年度と比べて16.3ポイントの減となっています。

(3) 実質収支

一般会計の収入済額と支出済額との差引額、すなわち形式収支は23,480,800,819円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源7,671,338,819円を差し引いた実質収支額は15,809,462,000円の黒字となっています。

2 特別会計

20の特別会計については、歳入決算額345,937,482,515円、歳出決算額334,424,363,708円であり、歳入歳出差引額11,513,118,807円から翌年度へ繰り越すべき財源141,365,997円を差し引いた実質収支額は11,371,752,810円の黒字となっています。

第1表 一般会計決算状況

① 歳入

款名	令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (A)-(B)	増減率
01 県 税	円 82,938,628,471	% 14.1	円 77,732,448,994	% 14.0	円 5,206,179,477	% 6.7
02 地方消費税清算金	32,959,854,228	5.6	30,431,614,916	5.5	2,528,239,312	8.3
03 地方譲与税	13,659,197,006	2.3	12,522,913,006	2.2	1,136,284,000	9.1
04 地方特例交付金	377,523,000	0.1	421,393,000	0.1	△43,870,000	△10.4
05 地方交付税	168,633,174,000	28.7	153,839,299,000	27.6	14,793,875,000	9.6
06 交通安全対策特別交付金	222,916,000	0.1	229,533,000	0.1	△6,617,000	△2.9
07 分担金及び負担金	1,130,537,360	0.2	1,176,276,717	0.2	△45,739,357	△3.9
08 使用料及び手数料	5,696,778,211	1.0	5,261,589,835	0.9	435,188,376	8.3
09 国庫支出金	116,797,430,874	19.8	110,566,668,489	19.9	6,230,762,385	5.6
10 財産収入	703,892,850	0.1	670,358,526	0.1	33,534,324	5.0
11 寄附金	209,442,018	0.1	909,419,779	0.2	△699,977,761	△77.0
12 繰入金	65,847,070,381	11.2	70,326,512,929	12.6	△4,479,442,548	△6.4
13 繰越金	21,769,671,023	3.7	13,809,772,646	2.5	7,959,898,377	57.6
14 諸収入	17,835,006,105	3.0	15,832,091,283	2.9	2,002,914,822	12.7
15 県債	58,913,000,000	10.0	62,452,000,000	11.2	△3,539,000,000	△5.7
合計	587,694,121,527	100.0	556,181,892,120	100.0	31,512,229,407	5.7

主な増額理由

- ・地方交付税については、普通交付税が基準財政収入額の減少に伴い増となったことによるものです。
- ・国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増によるものです。
- ・県税については、法人事業税、地方消費税などの増によるものです。

主な減額理由

- ・繰入金については、財政調整基金繰入金などの減によるものです。
- ・県債については、警察費債などの減によるものです。

② 歳 出

款 名	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		前 年 度 比 較	
	決 算 額 (A)	構 成 比	決 算 額 (B)	構 成 比	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率
01 議 会 費	955,860,847	0.2	960,540,394	0.2	△4,679,547	△0.5
02 総 務 費	58,454,473,375	10.4	37,072,981,372	6.9	21,381,492,003	57.7
03 民 生 費	66,394,480,428	11.8	67,556,734,412	12.6	△1,162,253,984	△1.7
04 衛 生 費	50,839,318,129	9.0	41,932,284,797	7.9	8,907,033,332	21.2
05 労 働 費	4,076,009,118	0.7	4,034,311,368	0.8	41,697,750	1.0
06 農 林 水 産 業 費	33,951,868,131	6.0	33,285,309,533	6.2	666,558,598	2.0
07 商 工 費	63,209,050,766	11.2	66,682,505,118	12.5	△3,473,454,352	△5.2
08 土 木 費	76,581,486,423	13.6	73,836,443,372	13.8	2,745,043,051	3.7
09 警 察 費	21,630,636,861	3.8	24,701,837,198	4.6	△3,071,200,337	△12.4
10 教 育 費	81,101,811,015	14.4	81,009,123,883	15.2	92,687,132	0.1
11 災 害 復 旧 費	1,803,583,960	0.3	2,341,335,083	0.4	△537,751,123	△23.0
12 公 債 費	70,518,126,427	12.5	69,792,527,689	13.1	725,598,738	1.0
13 諸 支 出 金	34,696,615,228	6.1	31,206,286,878	5.8	3,490,328,350	11.2
合 計	564,213,320,708	100.0	534,412,221,097	100.0	29,801,099,611	5.6

主な増額理由

- ・総務費については、減債基金積立金、危機管理調整費などの増によるものです。
- ・衛生費については、医療衛生費、感染症予防費などの増によるものです。
- ・諸支出金については、地方消費税交付金などの増によるものです。

主な減額理由

- ・商工費については、中小企業総合支援費などの減によるものです。
- ・警察費については、警察署整備事業費などの減によるものです。
- ・民生費については、老人福祉運営対策費などの減によるものです。

③ 実質収支

(単位:円)

	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	前 年 度 比 較
歳入決算額 A	587,694,121,527	556,181,892,120	31,512,229,407
歳出決算額 B	564,213,320,708	534,412,221,097	29,801,099,611
歳入歳出差引額 C=A-B	23,480,800,819	21,769,671,023	1,711,129,796
翌年度繰越額	70,439,858,867	79,807,151,520	△ 9,367,292,653
翌年度へ繰り越すべき財源 D	7,671,338,819	8,565,114,758	△ 893,775,939
実質収支額 C-D	15,809,462,000	13,204,556,265	2,604,905,735

一般会計歳入歳出決算額の推移

年 度	予算現額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳出決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入歳出差引額 (千円)
12	686,575,554	0.9	637,188,496	1.7	611,737,139	1.2	25,451,357
13	676,413,163	△ 1.5	616,348,321	△ 3.3	595,312,853	△ 2.7	21,035,468
14	627,217,897	△ 7.3	587,299,535	△ 4.7	570,170,872	△ 4.2	17,128,663
15	581,358,974	△ 7.3	554,625,604	△ 5.6	538,725,581	△ 5.5	15,900,023
16	575,687,182	△ 1.0	539,762,825	△ 2.7	522,304,253	△ 3.0	17,458,572
17	563,806,450	△ 2.1	533,813,272	△ 1.1	513,268,160	△ 1.7	20,545,112
18	540,723,391	△ 4.1	513,507,931	△ 3.8	501,978,129	△ 2.2	11,529,802
19	497,251,645	△ 8.0	480,565,715	△ 6.4	468,137,080	△ 6.7	12,428,635
20	483,644,481	△ 2.7	458,365,532	△ 4.6	452,066,612	△ 3.4	6,298,920
21	524,356,273	8.4	490,105,138	6.9	479,278,396	6.0	10,826,742
22	509,241,682	△ 2.9	486,797,697	△ 0.7	469,183,529	△ 2.1	17,614,168
23	504,655,835	△ 0.9	477,500,683	△ 1.9	466,174,921	△ 0.6	11,325,762
24	519,315,226	2.9	472,132,543	△ 1.1	457,947,074	△ 1.8	14,185,469
25	537,851,850	3.6	500,961,111	6.1	479,805,459	4.8	21,155,652
26	531,038,370	△ 1.3	498,629,266	△ 0.5	478,556,462	△ 0.3	20,072,804
27	519,544,992	△ 2.2	488,445,908	△ 2.0	475,108,277	△ 0.7	13,337,631
28	512,649,317	△ 1.3	475,143,032	△ 2.7	462,004,267	△ 2.8	13,138,765
29	513,112,108	0.1	477,162,472	0.4	464,844,549	0.6	12,317,923
30	527,545,512	2.8	479,943,275	0.6	465,824,034	0.2	14,119,241
元	548,906,075	4.0	481,843,835	0.4	468,034,062	0.5	13,809,773
2	644,398,323	17.4	556,181,892	15.4	534,412,221	14.2	21,769,671
3	664,127,236	3.1	587,694,122	5.7	564,213,321	5.6	23,480,801

第2表 特別会計決算状況

(単位：円)

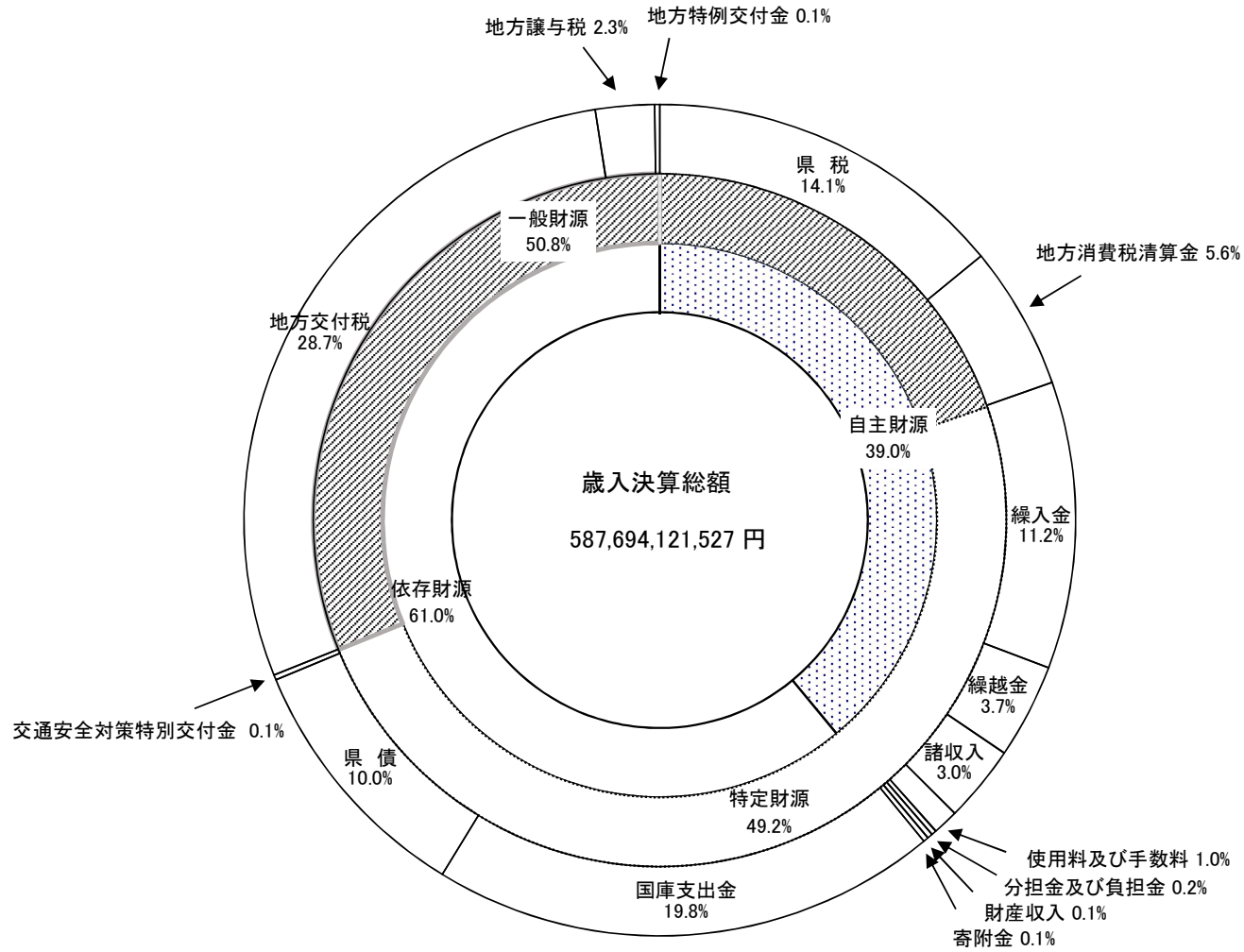
会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
用 度 事 業 特 別 会 計	1,908,821,580	1,604,174,612	304,646,968	304,646,968
証 紙 収 入 特 別 会 計	3,261,193,407	2,363,505,920	897,687,487	897,687,487
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	249,169,155	141,474,259	107,694,896	107,694,896
農業改良資金貸付金特別会計	16,401,880	2,943,999	13,457,881	13,457,881
県有林県行造林事業特別会計	215,150,403	207,245,284	7,905,119	7,905,119
中小企業近代化資金貸付金特別会計	2,516,961,627	43,768,495	2,473,193,132	2,473,193,132
中小企業・雇用対策事業特別会計	107,649,397,279	107,343,999,674	305,397,605	305,397,605
港湾等整備事業特別会計	6,042,513,663	5,691,287,757	351,225,906	220,196,922
徳島ビル管理事業特別会計	387,189,198	72,061,700	315,127,498	315,127,498
県営住宅敷金等管理特別会計	245,396,475	15,189,030	230,207,445	230,207,445
公用地公共用地取得事業特別会計	3,001,807,976	2,681,331,338	320,476,638	310,139,625
奨 学 金 貸 付 金 特 別 会 計	575,525,294	145,227,061	430,298,233	430,298,233
都市用水水源費負担金特別会計	327,231,029	327,230,291	738	738
市町村振興資金貸付金特別会計	3,940,186,426	1,293,767,722	2,646,418,704	2,646,418,704
公 債 管 理 特 別 会 計	105,460,940,416	105,460,940,416	0	0
給 与 集 中 管 理 特 別 会 計	31,694,972,850	31,694,972,850	0	0
林業改善資金貸付金特別会計	275,507,703	108,000	275,399,703	275,399,703
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	302,412,625	1,006,350	301,406,275	301,406,275
国民健康保険事業特別会計	76,753,491,355	74,220,916,776	2,532,574,579	2,532,574,579
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 資金貸付金特別会計	1,113,212,174	1,113,212,174	0	0
合 計	345,937,482,515	334,424,363,708	11,513,118,807	11,371,752,810

(単位：円)

歳 入 歳 出 差 引 額	11,513,118,807
翌 年 度 繰 越 額	248,365,997
翌年度へ繰り越すべき財源	141,365,997
実 質 収 支 額	11,371,752,810

資料 1

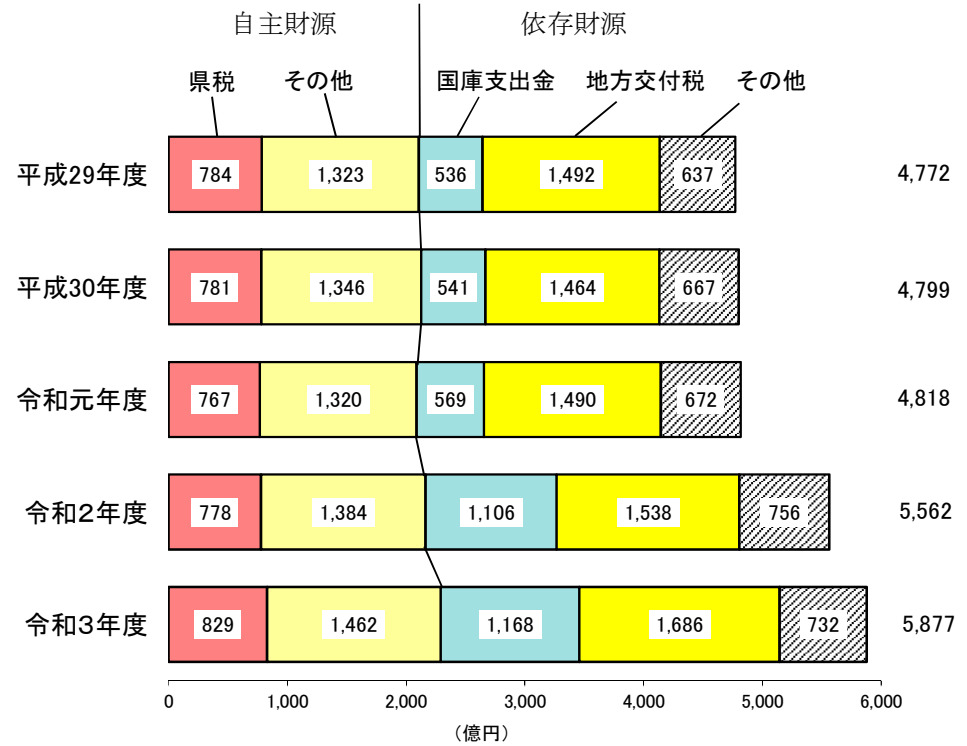
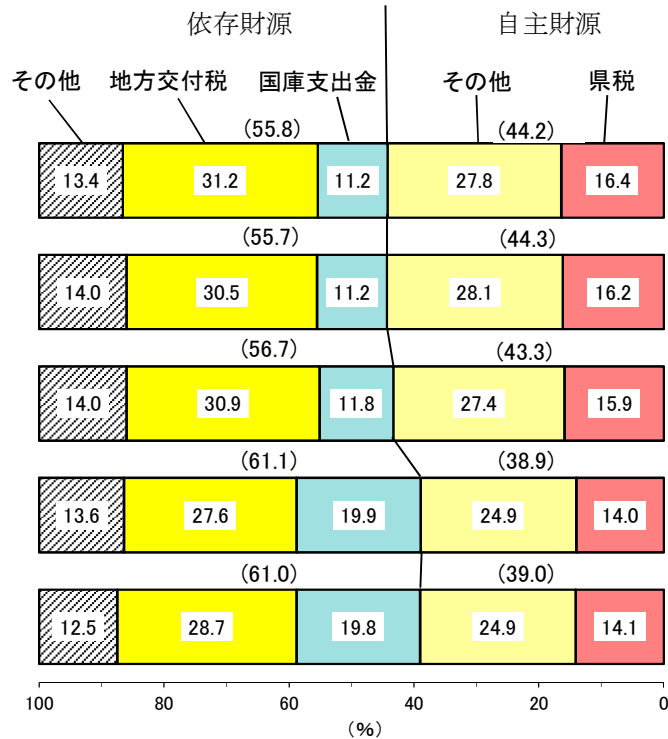
一般会計歳入決算分析グラフ (性質別)



資料 2

最近 5 箇年間の一般会計歳入決算額比較表（財源別構成比の推移）

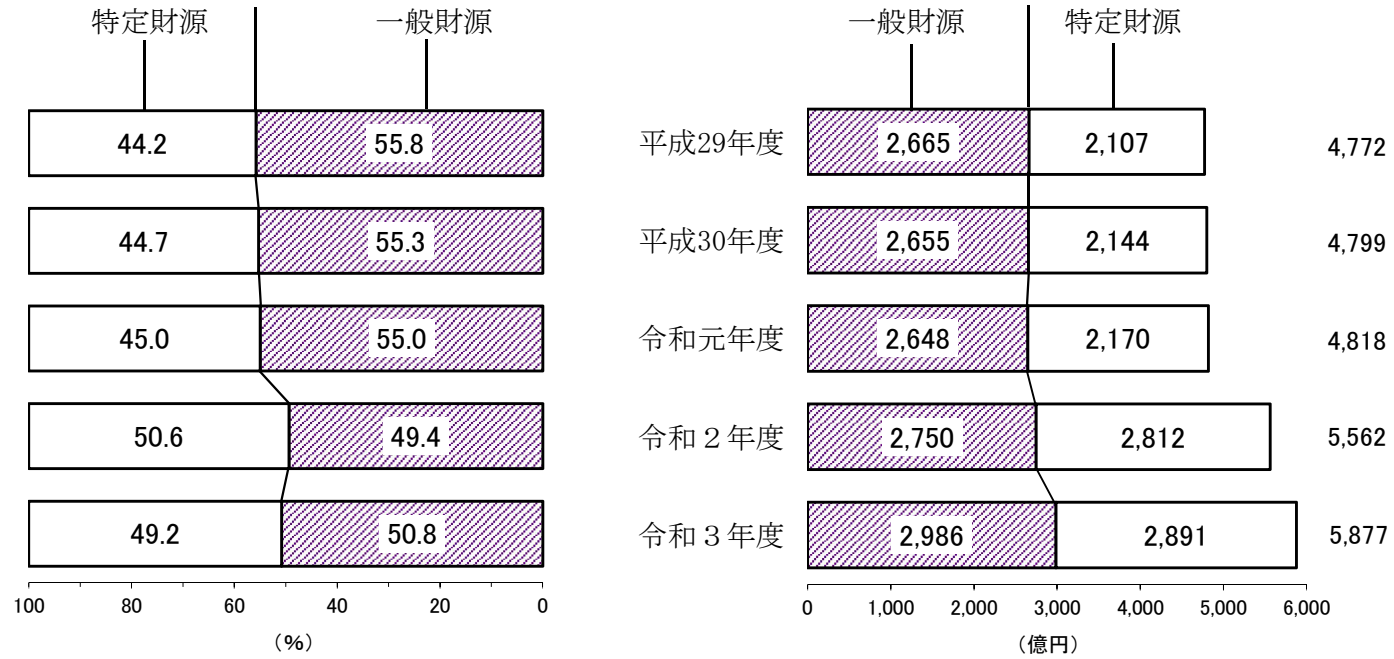
(1) 自主財源と依存財源の推移



(注) ()は、依存財源、自主財源のそれぞれの構成比の合計である。

1 自主財源の「その他」	2 依存財源の「その他」
地方消費税清算金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 財産収入 寄附金 繰入金 繰越金 諸収入	県債 地方譲与税 地方特例交付金 交通安全対策特別交付金

(2) 一般財源と特定財源の推移

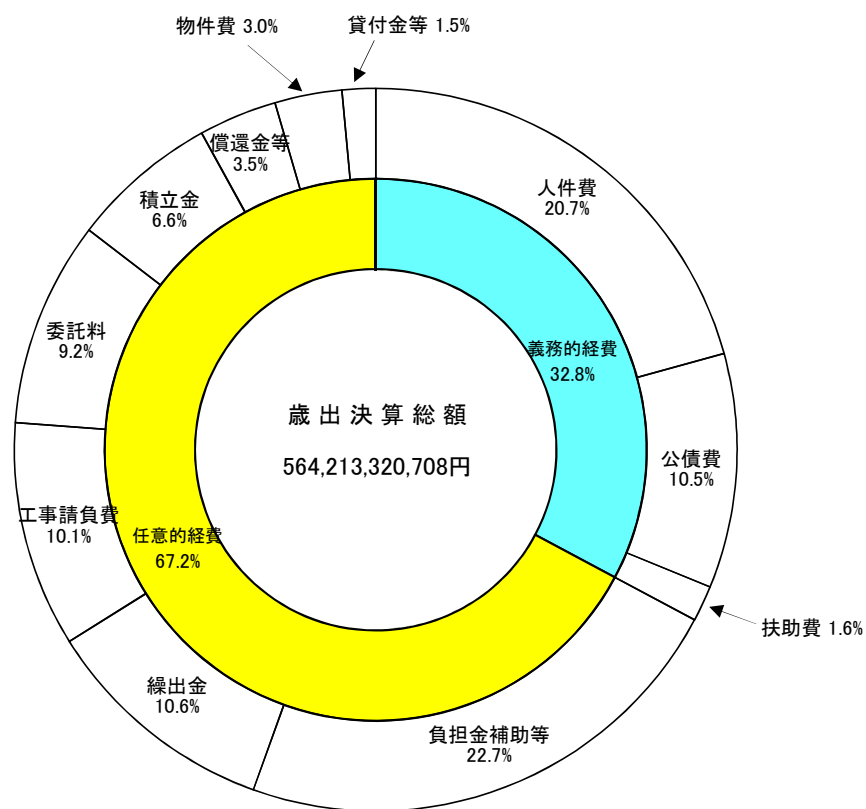


1 一般財源	2 特定財源	
県税	交通安全対策特別交付金	寄附金
地方消費税清算金	分担金及び負担金	繰入金
地方譲与税	使用料及び手数料	繰越金
地方特例交付金	国庫支出金	諸収入
地方交付税	財産収入	県債

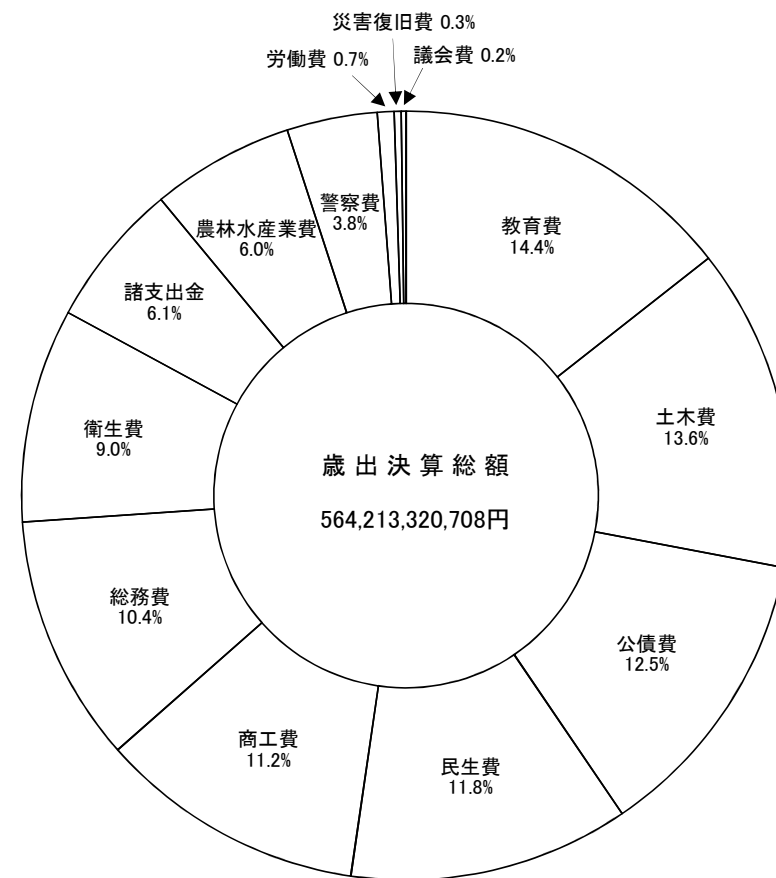
資料 3

一般会計歳出決算分析グラフ

(性質別)



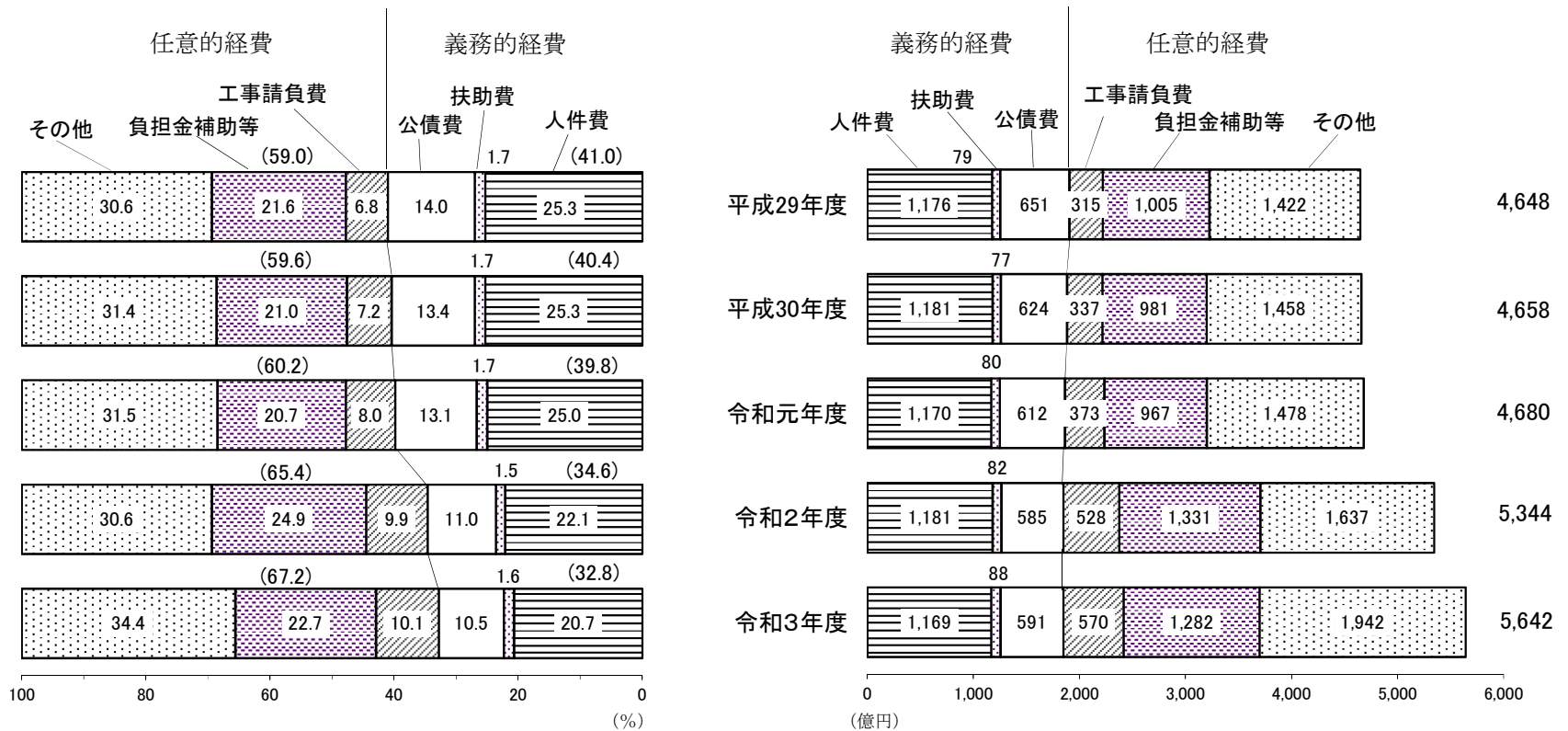
(目的別)



(注) 性質別のグラフにおいて、公債費は公債諸費等を除く。

資料 4

最近5箇年間の一般会計歳出決算額比較表（性質別構成比の推移）



(注1) () は、任意経費、義務経費のそれぞれの構成比の合計である。
 (注2) 公債費は、公債諸費等を除く。

決算用語解説

1 「一般会計」とは

県の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、地方交付税や県税などを主な財源として、道路、河川、住宅、学校等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業・教育・文化の振興、警察など事務事業の大部分を経理する会計です。

2 「特別会計」とは

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいい、経理の適正を図るため、条例に基づいて設置しているものです。

令和3年度の特別会計の数は、20会計となっています。

3 「予算現額」とは

予算現額とは、当初予算を基礎に、補正予算を差引増減した予算額に、前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額をいいます。

決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない（地方自治法施行令第166条）こととなっていますが、この歳入歳出予算が予算現額です。

4 「収入済額」とは

調定された金額のうち、現実に収入された金額の合計額のことです。

歳入を収入する場合には、歳入徴収権者（知事の委任を受けた課長又は麻長）が、その歳入の内容を調査して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限等を具体的に調査決定する県の内部意思決定行為である調定が必要です。

納入義務者には、調定に基づき納入通知書が送付されることとなります。

5 「支出済額」とは

歳出予算の執行により、現実に支出した金額の累計額のことです。

6 「歳入歳出差引額」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額は、地方自治法に基づき、歳計剰余金として翌年度の「繰越金」収入となります。

「歳計剰余金」、「形式収支」と同義語です。

7 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは

翌年度繰越の歳出予算の経費については、その経費に充てるために必要な金額（財源）を、必ず翌年度に繰り越さなければなりません。翌年度繰越額のうち令和3年度において既に収入済となっており、繰越事業費の財源として使用することが確定している額をいいます。

8 「**実質収支額**」とは

歳入歳出差引額（形式収支）から、「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額が「歳計剰余金」であるのに対し、実質収支額は「純剰余金」ともいいます。純剰余金は、翌年度の一般財源として、いかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えありません。

$$\text{「実質収支額」} = \text{「歳入歳出差引額」} - \text{「翌年度へ繰り越すべき財源」}$$

9 「**自主財源**」とは

県が自主的に収入できる財源をいいます。

自主財源がどれくらいあるかは、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となります。

10 「**依存財源**」とは

国にその調達を依存する財源であり、国の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。

11 「**一般財源**」とは

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

12 「**特定財源**」とは

財源の用途が特定されているものをいいます。

13 「**義務的経費**」とは

県の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、極めて硬直性の強い経費です。次の三項目がこれに当たります。

人件費

扶助費（社会保障制度の一環として、生活保護法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等）

公債費（県債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

14 「**任意的経費**」とは

県が任意に支出することができる経費で、義務的経費以外は一切の経費をいいます。

15 「**県債**」とは

県が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。